

設計打合せ・協議記録簿

第1回					追番	1-1	1頁
発注者印	奈良公園室	総括調査員	主任調査員	担当者	受注者印	主任技術者	担当者
発注者名	奈良公園管理事務所				受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社	
件名	第線 520-委-4号 奈良公園施設魅力向上事業 (高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務)				整理番号 (Job #)	64-1322-00	
出席者	発注者側	【まちづくり推進局 奈良公園室】 篠田室長補佐、巽係長、山崎主任主事 【奈良県奈良公園事務所】 辻井整備課長、平井係長、中村主査			日時	平成 27 年 4 月 17 日 (金) 10:00~12:30	
	受注者側	●、●、●、●、●			場所	奈良公園事務所	
					打合せ方式	会議	

平成 27 年度高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務の初回協議として、平成 26 年度検査以降の業務進捗と今後の進め方等について協議を行った。

※発注者は (県)、受注者は (PCKK) として議事録を作成する。

1. 京都造形芸術大学ヒアリングについて

【ヒアリング結果について】

- 2015 年 4 月 15 日 (水)、PCKK にて京都造形芸術大学を訪問し、平成 26 年度に実施された「奈良公園 奈良公園施設魅力向上業務」に関するヒアリング結果を報告した。基本的には傾斜地及び北側の近代の遺構については、積極的な活用が望ましいとの見解であった。(PCKK)
- 了解した。その他部分についてプランニング上の指導・要望などはあったか (県)
- 現時点の調査結果からは、プランニングに対する強い意見や指導はなかった。(ただし、プランの提案に際しては、都市公園区域編入を前提とする場合は、それ相応の機能を備えるべきとの意見があった。) (PCKK)

【ゾーニング計画について】

- 京都造形芸術大学へのヒアリング結果を踏まえ、跡地利用の基本的なゾーニング及び動線計画の基本的な考え方を提示した。文化財遺構等を踏まえると、まとまった建物が配置できるゾーンが、北東部に限定される可能性がある。また傾斜地を活用したバリアフリー動線の確保は困難であるため、敷地北側、南側それぞれからアプローチを確保する必要があると考えている。(PCKK)
- 北東が一般的な利用で、北西、南西が少し高質な利用といったイメージと理解すればよいか。(県)
- 基本的にはその考えでよい。

2. 山口家ヒアリングについて

- 県にて滴翠美術館への連絡を行った結果、山口財閥別荘地時代の史跡関連資料として、滴翠美術館より当時の建築物や庭園に関連する写真を入手することができた (県)
- 関連写真の出力資料については、本日の協議にて提供を受けた。(PCKK)

設計打合せ・協議記録簿

第 1 回

追 番

1-3

3 頁

- ・ 民間事業者へヒアリングを実施する際、当該地の情報は公開可能とする。(県) ヒアリング用の資料を準備する。経済条件となる使用料について、提示頂きたい。(PCKK)
- ・ 事業スキームについては、都市公園法第 5 条第 3 項に基づき、民間事業者による施設の管理期間は 10 年間に限定される。(PCKK)
- ・ PFI や DBO 等の手法についても、導入を検討してほしい。(県) 拝承 (PCKK)
- ・ 民間事業者により庭園の管理等も実施してもらう事が望ましいが、実際にどの程度、官民の役割分担を図っていくかは、今後検討する必要がある。(県)

【文化庁協議について】

- ・ 4 月 21 日 (火) 午前、文化庁との協議を再度実施する予定である。(県)
- ・ 文化庁協議に向けて、PCKK にて遺構を保存・活用した計画地の施設配置と導入機能等を整理し提示すること。整備コンセプトについては示さず、当該敷地の整備の考え方のみ整理すること。(県)

—以上—

設計打合せ・協議記録簿

第2回					追番	2-1	1頁
発注者印	奈良公園室		総括調査員	主任調査員	担当者	主任技術者	担当者
発注者名	奈良公園管理事務所					受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
件名	第線 520-委-4号 奈良公園施設魅力向上事業 (高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務)				整理番号 (Job #)	64-1322-00	
出席者	発注者側	【まちづくり推進局 奈良公園室】 篠田室長補佐、巽係長、山崎主任主事 【奈良県奈良公園事務所】 辻井整備課長、平井係長、中村主査			日時	平成 27 年 5 月 28 日 (木) 13:30~17:00	
	受注者側	● ● ● ●			場所	奈良公園事務所	
					打合せ方式	会議	

平成 27 年度高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務の第 2 回協議として、民間ヒアリング結果を踏まえた事業スキーム案及び全体計画図の修正版等を報告し、今後の進め方等について協議を行った。

■出席者

県土マネジメント部 営繕課 (営繕) : 山中係長、勝田氏

※ () 内は、発言者凡例であり、発注者は (県)、受注者は (PCKK) として議事録を作成する。

1. 事業化検討について

【ヒアリング結果について】

- ・ A 社のヒアリング結果について解釈の齟齬があるので、修正すること。(県)
※特にスケジュールについては、「参画の条件は H28.3.31 (第 1 期生卒業) から 1 年以内の供用」とする。

【事業スキームについて】

- ・ 事業スキームの比較について、事業手法としてコンセッションを追加すること。(県)
- ・ 本来のコンセッション方式とは運営権を売るとい手法であるが、知事説明の意図から、全体事業の中で公設民営部分と民設民営部分を交ぜるという意味であると考え、①：公設民営、②：民設民営、③：①②の組合せとしてスキームを整理する。(PCKK)
- ・ 事業スキームについては、結論を導くのではなく、結論を導くためのメリット、デメリットをしっかりと整理してもらいたい(県) ⇒ 了解した (PCKK)
- ・ また、知事意向としては県有地内において民設民営により事業を進める場合の私物化に対する懸念が大きく、公設民営による事業を望んでいる印象も受けられる。ただし、公設民営など税金を投入する場合には、特に説明責任が求められるため、民業圧迫にならないよう、他の施設との差別化等が必要であると考えている。(県)

設計打合せ・協議記録簿

第4回					追番	4-1	1頁
発注者印	奈良公園室	総括調査員	主任調査員	担当者	受注者印	主任技術者	担当者
発注者名	奈良公園事務所				受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社	
件名	第線 520-一委-4号 奈良公園施設魅力向上事業 (高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務)				整理番号 (Job #)	64-1322-00	
出席者	発注者側	【まちづくり推進局 奈良公園室】 篠田室長補佐、山崎主任主事 【奈良公園事務所】 平井係長			日時	平成 27 年 6 月 26 日 (金) 14:30~16:00	
	受注者側	● ●			場所	奈良県庁 営繕課	
				打合せ方式	会議		

平成 27 年度高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務の第 4 回協議として、公募に向けた課題等について協議を行った。

※ () 内は、発言者凡例であり、発注者は (県)、受注者は (PCKK) として議事録を作成する。

■公募に向けた課題等について

- ・庭園ゾーン、宿泊ゾーン、飲食ゾーンのゾーン別で、庭園ゾーンであれば公設民営または公設公営、宿泊及び飲食ゾーンであれば民設民営といったように、どのような組合せでの公募が最適か、整理が必要と考えている。さらに、宿泊ゾーンと飲食ゾーンの発注方法についても、一括での発注がよいのかゾーン別の発注がよいのかなどの整理が必要と考えている。 (県)
- ・庭園ゾーンについては、民活事業手法によってコスト面での差が大きく生じることはないものと考えられるが、宿泊及び飲食ゾーンについては、民設民営などにより、一定のコスト削減効果が得られるものと考ええる。このことから、庭園ゾーンの範囲は具体的にどの部分か、敷地の中で明確に区切る必要がある。 (PCKK)
- ・庭園遺構の保存すべき範囲の確認など、現モデル計画案で文化庁に意見を聞き、それを公募条件として盛り込むイメージでいる。 (県)
- ・宿泊及び飲食ゾーンから庭園ゾーンを区切り (切り離し)、庭園ゾーンを公設民営で指定管理者制度の導入を想定した場合、指定管理者には収益が発生しないが馴染むのか。 (県)
- ・公立図書館への指定管理者制度の導入ケースと同様の考え方といえる。図書館法により、公立図書館は入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないとある。つまり、委託に近いイメージといえる。 (PCKK)
- ・VFMの算定は、本事業では必須ではない (PFI 事業の場合は、事実上必須である) 。念のために算定しておくほうがよいといった程度と考える。 (PCKK)

設計打合せ・協議記録簿

第 5 回					追 番	5-1	1 頁	
発注者印	奈良公園室		総括調査員	主任調査員	担当者	受注者印	主任技術者	担 当 者
発注者名	奈良公園事務所				受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
件 名	第 520-委-4 号 奈良公園施設魅力向上事業 (高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務)				整理番号 (Job #)	64-1322-00		
出席者	発注者側	【まちづくり推進局 奈良公園室】 篠田室長補佐、巽係長、山崎主任主事 【奈良公園事務所】 平井係長、中村主査			日 時	平成 27 年 8 月 17 日 (月) 15:00~17:00		
	受注者側	● ● ● ●			場 所	奈良県庁		
					打合せ方式	会議		

平成 27 年度高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務の第 5 回協議として、現時点の検討成果をもとに業務成果のとりまとめ方針等について協議を行った。

※ () 内は、発言者凡例であり、発注者は (県)、受注者は (PCKK) として議事録を作成する。

■報告書全般について

- ・ 過年度 (平成 26 年度) 業務の内容 (計画条件の整理等) についても、今年度の検討によって条件が補足される部分等については、今年度の業務の中で整理すること。 (県)
- ・ 次年度以降の検討課題等については、最終章に今後の課題として整理すること。特に開発行為に係る部分については、事業化に向けた重要な条件となることから丁寧な整理をお願いしたい。 (県)

■各章の内容について

1) 業務計画について

- ・ 当初の検討時点から計画面積が縮小された内容の記載は、3 章のプランニング等で整理がないのであれば削除してよいのではないか。 (県)
- ・ 本業務着手時の条件として整理しているが、1.3ha は決定事項でありプランニング等における 2.2ha の整理は実施しない考えであることから、表現を改める。 (PCKK)
- ・ 奈良県「ポスト 1300 年構想」と本業務の位置づけについて表現を整理すること。 (県)
- ・ 「奈良公園施設魅力向上事業 (旧松林院池庭跡調査)」の業務名は訂正すること。 (県)

2) 開発条件等について

- ・ 本事業用地の接道 (市道及び公園管理道路) が建築基準法第 42 条のどの各項各号に該当するか、奈良市建築主事への確認を行い、図面に明記しておくこと。 (県)
- ・ 本事業が、「都市公園事業であり都市公園法に定める公園施設を施工するものであり、都市計画法第 29 条の申請対象とならない」という整理を行うこと。 (県)
- ・ 本事業用地は、平成 17 年に古都保存法により県が購入した用地であり、開発のためには古都法の許可を取得する必要がある。奈良市の場合は奈良市景観課が許可権者であり、適用基準は風致第一種地区の

設計打合せ・協議記録簿

第 6 回				追 番	6-1	1 頁	
発注者印	奈良公園室	総括調査員	主任調査員	担当者	受注者印	主任技術者	担 当 者
発注者名	奈良公園事務所				受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社	
件 名	第 520-委-4 号 奈良公園施設魅力向上事業 (高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務)				整理番号 (Job #)	64-1322-00	
出席者	発注者側	【まちづくり推進局 奈良公園室】 篠田室長補佐、巽係長、山崎主任主事 【奈良公園事務所】 平井係長			日 時	平成 27 年 8 月 28 日 (金) 16:30~18:00	
	受注者側	● ● ●			場 所	奈良県庁	
					打合せ方式	会議	

平成 27 年度高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務の第 6 回協議として、成果報告書(特に 9 章: 今後の課題) のとりまとめに関する協議を行った。

※ () 内は、発言者凡例であり、発注者は (県)、受注者は (PCKK) として議事録を作成する。

■成果報告書

1 章: 計画準備

- ・ 業務当初の提案事項の記載は削除することとし、再整理する。

5 章: 植栽・景観・環境整備方針の検討

- ・ 植栽ゾーニング図について、平成 22 年度の立竹木調査結果 (現況) と計画イメージを重ねた表現がわかりにくいため、わかりやすく工夫するなど再整理する。

9 章: 今後の課題

- ・ 用途上可分不可分の関係 (建築基準法) について、事業用地全体の建築敷地としての分割の仕方、宿泊棟と四阿等との関係、飲食棟と旧山口家南都別邸の再現を想定した飲食棟との関係等を含め、改めて奈良市建築市道課に確認を行い、その結果を踏まえて再整理する。
- ・ 築地塀の建築物としての解釈について再度確認を行い、その結果を踏まえて再整理する。
- ・ 上記に伴い、建築基準法の接道要件 (2 項道路) のためのセットバック (建築基準法) についても再整理する。

—以上—

設計打合せ・協議記録簿

第7回					追番	7-1	1頁			
発注者印	奈良公園室		総括調査員	主任調査員	担当者	受注者印	主任技術者	担	当	者
発注者名	奈良公園事務所					受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社			
件名	第線520-委-4号 奈良公園施設魅力向上事業 (高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務)					整理番号 (Job #)	64-1322-00			
出席者	発注者側	【まちづくり推進局 奈良公園室】 篠田室長補佐、巽係長、山崎主任主事 【奈良公園事務所】 辻井整備課長、平井係長、中村主査				日時	平成27年9月9日(水) 9:30~11:00			
	受注者側	● ●				場所	奈良県庁			
					打合せ方式	会議				

平成27年度高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務の第7回協議として、主に成果報告書(9章:今後の課題)のとりまとめと事業化方針に関する協議を行った。

※ () 内は、発言者凡例であり、発注者は(県)、受注者は(PCKK)として議事録を作成する。

■成果報告書

(9章:今後の課題について)

- ・ 建築基準法の接道要件(2項道路)のための後退(セットバック)を含め、本事業用地の開発行為にともない周辺道路(前面道路)に求められる適用項目に関する再整理を行うとともに、それが法令等による強制的なものか行政指導的のものかも含めて確認を行う。(PCKK)
- ・ 宿泊棟と四阿、展望休憩所、腰掛待合等について、例えば、宿泊棟の建築主は民間事業者、四阿等の建築主は県といったように、1つの建築敷地の中で建築主が各々異なる可能性も考えられることから、このことに関する整理についても行う。(PCKK)
- ・ 奈良県風致地区条例第5条(許可の基準)の規定による「道路からの3.0mの後退(セットバック)」の対象となる(新築の)建築物の定義について再確認を行い、その結果を踏まえて再整理する。(PCKK)

■事業化方針

- ・ 県営プール跡地活用プロジェクトの募集要項に倣い、高畑町裁判所跡地利用の募集要項(骨子案)の作成を先に行い、公募条件の整理(課題の洗い出し等)にフィードバックさせる進め方とさせていただく。(PCKK)
- ・ 上記の募集要項(骨子たたき案)を次回の打合せ時に提示させていただく。(PCKK)

■その他

- ・ 本業務の仕様の変更内容についてPCKKにて整理を行い、資料を提出する。(PCKK)
- ・ 完了検査の実施期限は10月9日(金)までであり、後日、PCKKより検査希望日(複数候補日)を連絡(メール)させていただく。(PCKK)
- ・ 次回の打合せは、シルバーウィーク明け(9月24日以降)の予定とする。

—以上—

設計打合せ・協議記録簿

第 8 回					追 番	8-1	1 頁	
発注者印	奈良公園室		総括調査員	主任調査員	担当者	受注者印	主任技術者	担 当 者
発注者名	奈良公園事務所					受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社	
件 名	第 520-委-4 号 奈良公園施設魅力向上事業 (高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務)					整理番号 (Job #)	64-1322-00	
出席者	発注者側	【まちづくり推進局 奈良公園室】 篠田室長補佐、巽係長、山崎主任主事 【奈良公園事務所】 辻井整備課長、平井係長				日 時	平成 27 年 9 月 25 日 (金) 16:00~17:00	
	受注者側	● ●				場 所	奈良県庁	
					打合せ方式	会議		

平成 27 年度高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務の第 8 回協議として、公募条件の整理について協議を行った。

※ () 内は、発言者凡例であり、発注者は (県)、受注者は (PCKK) として議事録を作成する。

■公募条件の整理について

- ・ 県の条例では、事業者選定委員会の設置を内部か外部で行うことなどについては統一されておらず、所管課の判断による。本事業においては、内部での事業者選定委員会の設置の方針 (条例改正が生じない方向) で進めていくことを考えている。(県)
- ・ 本事業は、奈良県古都風致審議会の対象となるか、県にて確認を行う。(県)
- ・ 都市公園事業による免除事項や許認可事項等について、県にて確認を行う。(県)
- ・ 県と民間事業者の役割分担及びリスクについては、県として、いつまでに決定する必要があるか、そのスケジュールも追加した整理を行っていく。(PCKK)

—以上—

設計打合せ・協議記録簿

第9回					追番	9-1	1頁	
発注者印	奈良公園室		総括調査員	主任調査員	担当者	受注者印	主任技術者	担当者
発注者名	奈良公園事務所					受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社	
件名	第線520-委-4号 奈良公園施設魅力向上事業 (高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務)					整理番号 (Job #)	64-1322-00	
出席者	発注者側	【まちづくり推進局 奈良公園室】 篠田室長補佐、巽係長、山崎主任主事 【奈良公園事務所】 辻井整備課長、平井係長、中村主査				日時	平成27年9月30日(水) 10:00~12:00	
	受注者側	● ● ● ●				場所	奈良県庁	
						打合せ方式	会議	

平成27年度高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務の第9回協議として、本業務の納品を行った。

※ () 内は、発言者凡例であり、発注者は(県)、受注者は(PCKK)として議事録を作成する。

■成果品の納品

- ・ 以下の業務成果品を提出し、受領された。(PCKK)
 - > 成果報告書 (A4:簡易製本) 3部
 - > 成果図面集 (A3:簡易製本・縮小版) 3部

—以上—

設計打合せ・協議記録簿

第__回					追番	-1	1頁
発注者印	奈良公園室	総括調査員	主任調査員	担当者	受注者印	主任技術者	担当者
発注者名	奈良公園管理事務所				受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社	
件名	第520-委-3号 奈良公園施設魅力向上事業 (高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務)				整理番号 (Job #)	64-1322-00	
出席者	発注者側				日時	平成27年4月15日(水) 19:00~20:30	
	受注者側	● ● ● ●			場所	京都造形大学	
					打合せ方式	会議	

高畑町裁判所跡地土地利用基本計画に関して、平成26年度に実施された「奈良公園 奈良公園施設魅力向上事業」に関する業務成果の内容について、京都造形芸術大学のレクチャーを受けた。
 ※発注者は(県)、受注者は(PCKK)として議事録を作成する。

■ヒアリング先

- ・京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター

1. ヒアリング結果について

【庭園遺構について】

- ・ 計画地には2つの庭園遺構が存在し、1つは南側高台の室町期の庭園意向である。もう1つは、斜面地及び計画地の北側平場にみられる近代の庭園遺構である。
- ・ 南側については現時点の調査結果のみでは、規模や重要性などを言及することはできないが、斜面地から北側平場にかけての遺構は、動線・視点場なども比較的残っているため、積極的な保存・活用が望まれると考えている。
- ・ 仮に、遺構の保存・活用を前提とした計画とするのであれば、当時の写真などを確認し、数奇屋建築を再現することが望ましいと考えられる。

【庭園の特徴など視点場について】

- ・ 視点場が非常に多くとられており、建物からの滝見のほか、斜面地から庭園を見下ろす視点場など、様々な視点場が設けられている。その中でも高台からの眺望は特別感がある。
- ・ 大滝については、給水装置が確認されているが、滝形状から一部湧水を活用していた可能性もある。なお、排水先は不明である。
- ・ 池についても流入・出点が確認されていないため、湧水による池であった可能性がある。これら特徴が整理されるのであれば、季節によっては枯れ池を楽しむ。ということも可能であろう。
- ・ 計画の際に、自然水などを取り込む計画なども面白いかもしれない。
- ・ また、池については、石橋のほか、木橋がかかっていた可能性もある。

基本計画方針の検討段階での照査項目一覧表 (照査①)

業務名：奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）

発注者名：奈良県 奈良公園事務所

受注者名：パシフィックコンサルタンツ株式会社

照査の日付：平成27年6月29日

受注者印	照査技術者	管理技術者
		

基本計画方針の検討段階での照査項目一覧表

NO	項目	主な内容	提示資料	照査①		備考
				対象	照査	
1	跡地利用の基本的な方針	本事業の位置づけ、法規制、歴史性、関連調査等を十分に踏まえているか	検討資料	○	○	各項目の整理のもと、検討されている
2	導入機能・施設	基本方針を踏まえた検討がなされているか	検討資料	○	○	基本方針を踏まえたものとなっている
3	施設規模	施設規模の設定は妥当か	検討資料	○	○	法的に問題なく、事例を踏まえ検討されている
4	ゾーニング・施設配置・動線	ゾーニング・施設配置は妥当か	検討資料	○	○	現況地形や法規制も含め妥当といえる
5	供給処理施設の整備方針	既存供給処理施設の整備状況を踏まえた検討がなされているか	検討資料	○	○	既存施設の整備状況を把握・整理のうえ、検討されている
6	植栽・景観・環境整備方針	土地利用ゾーニングとの整合が図られているか	検討資料	○	○	整合が図られたものとなっている
7	事業化方針	事業化方針の比較検討や民間事業者の意向等を踏まえたものとなっているか	検討資料	○	○	民間事業者ヒアリング調査を実施のうえ、定性比較整理がされている

基本計画の策定段階の照査項目一覧表 (照査②)

業務名：奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）

発注者名：奈良県 奈良公園事務所

受注者名：パシフィックコンサルタンツ株式会社

照査の日付：平成26年8月27日

受注者印	照査技術者	管理技術者
		

基本計画の策定段階の照査項目一覧表

NO	項目	主な内容	提示資料	照査②		備考
				対象	照査	
1	コンセプト	整備の基本的な考え方が整理されているか	検討資料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	整理されている
2	モデル計画	① 図面は適切に作成されているか ② 動線の考慮は十分になされているか ③ 眺望への配慮はなされているか	検討資料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	平面、立断面、パースが適切に作成されている 動線を十分に考慮した計画となっている 眺望に配慮した計画となっている
3	事業化方針の整理	① 法的に問題のあるスキームとっていないか ② 官民事業分担やリスク分担上、不整合は生じていないか	検討資料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法的に問題はない 複数案による比較がなされており、不整合は認められない

成果品納入段階の照査項目一覧表 (照査③)

業務名：奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）

発注者名：奈良県 奈良公園事務所

受注者名：パシフィックコンサルタンツ株式会社

照査の日付：平成27年9月

受注者印	照査技術者	管理技術者
		

成果品納入段階の照査項目一覧表

NO	項目	主な内容	提示資料	照査③		備考
				対象	照査	
1	報告書	① 報告書項目は特記仕様書の内容と整合が図れているか	成果品	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	特記仕様書との整合が図られている
		② 関連調査結果が整理できているか	成果品	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	関連調査結果概要の整理がされている
		③ 問題点・課題は抽出できているか	成果品	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	抽出・整理されている
		④ 誤字・脱字等はチェックできているか	成果品	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	チェックされている
		⑤ 概要版はわかりやすく整理できているか	成果品	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	各項目のポイントがコンパクトにまとめられている
		⑥ 今後の課題等は整理されているか	成果品	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	整理させている
2	成果品	成果品の部数に間違いはないか	成果品	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	業務報告書3部、CDR2部で間違いはない